

イギリスのソーシャルワーク大学院教育

Social work education in UK postgraduate universities

大学院 GP リサーチ・アシスタント 河 口 尚 子
Naoko KAWAGUCHI

I. はじめに

日本のソーシャルワーク教育において、大学での講義を現場での実践とどのように結びつけるのか、「大学での教育」と「実践」との乖離が課題の一つとなっている。そこでソーシャルワーカーの職業教育に関しては長い歴史をもっているイギリスのソーシャルワーク教育の実情を把握して、日本のソーシャルワーク教育の参考とすることを目的に、2008年3月にイギリスのソーシャルワーク教育に関する訪問調査を行った。

ソーシャルワーク教育を行っている大学としては、イングランドのランカスター大学 (Lancaster University) およびサウサンプトン大学 (University of Southampton) の2校を訪問した。

ランカスター大学は、2007年度の The Times Good University Guide において、イングランドのソーシャルワーク教育で1位となっており、またサウサンプトン大学には、ソーシャルワーカーの養成課程に加えて、社会科学部の中に SWAP (The Social Policy and Social Work subject centre of the Higher Education Academy) というソーシャルワークの高等教育に関する研究機関が設置されており、イギリスのソーシャルワーク研究をリードしている。

2校に加えて、イングランドにおける大学のソーシャルワーク教育課程の認可を行ったり、規定を定める機関であるソーシャルケア協議会 (General Social Care Council, 以下 GSAC) にも訪問調査を行った。

本稿においては、イギリスにおいて2000年にソーシャルケア改革により、ソーシャルワーク教育にも大きな変化があったため、まず、その概要を整理した。次にランカスター大学およびサウサンプトン大学のソーシャルワーク教育の内容について、特にその中核となる実習教育 (Practice Education) に焦点を当てて、訪問調査をもとに述べる。最後に日本への示唆について述べることとする。

II. ソーシャルワーク教育改革の背景

ランカスター、サウサンプトン大学におけるソーシャルワーク教育の中身について言及する前に、イギリスのソーシャルワーク教育改革の背景を GSAC への訪問調査や GSAC の資料を元に整理したい。1997年に発足したブレア政権は、「ソーシャルサービスの現代化 (Modernising Social Services)」とよばれるソーシャルサービス改革に着手した。それは、ソーシャルサービスの基準を設定することにより、サービス提供や効率の改善をはかること、また個人や介護者、家族が実際に体験するサービスの質や、達成したアウトカム (成果) に焦点を当ててソーシャルサービスを再編・提供することとされた (Powell, 2007, p. 10)。

1. ケア基準法

イギリスでは 2000 年のケア基準法 (Care Standards Act) の制定とともに、ソーシャルワーク教育においても大きな変革が行われた。ケア基準法の内容は以下のとおりである。

1. 自治体・民間・ボランティアを問わず、同じ基準でソーシャルサービスを提供するための規定。
2. 政府としてケアの最低基準を示し、ソーシャルケア従事者、施設・団体に遵守させる。
3. ソーシャルケア従事者、施設・団体の登録制度を導入し、状況を把握する。
4. ソーシャルケア従事者と雇用者の行動規範を策定し、これを遵守させることにより質を確保。
5. ソーシャルワーカーの教育制度を改善し、高卒後 2 年課程で取得可能だった資格（但し年齢要件あり）を、大学 3 年、大学院 2 年のレベルに高める。

GSCC のソーシャルワーク資格教育の担当責任者によると、ソーシャルワーク教育の改革の背景には、ソーシャルワーカーの慢性的な人材不足があった。質だけでなく量の確保も課題であった。年齢制限を撤廃して、若い人々も取り込み、ソーシャルワーク資格を大学の学位とすることで社会的認知や魅力を高め、人材確保につなげようというものであった。

2. 新たな機関

またケア基準法により、次の機関が設立されている。

1. ソーシャルケア協議会 (GSCC=イングランド)：ソーシャルケア従事者の登録と教育課程の認可。中央ソーシャルワーク研修協議会 (CCETSW) は廃止。
2. パーソナルソーシャルサービス全国研修機関 (TOPSS)：職業基準の設定（現在は、Skills for Care に組織改編）
3. ソーシャルケア高等研究所 (SCIE)：知識蓄積
4. ソーシャルケア監査委員会 (CSCI)：評価・監査

GSCC はイングランドにおけるソーシャルケア従事者の登録と教育課程の認可を行う機関として、2001 年に設立され、主な業務として 1. ソーシャルケア従事者・雇用者の行動規範の設定、2. ソーシャルケア従事者の登録、3. ソーシャルワーク教育の規制を行っている。2003 年 9 月より新たなソーシャルワーク資格 (Degree of Social Work) では、GSCC の認可した大学・大学院のみでの養成となった。GSCC のソーシャルワーク資格教育の担当責任者によれば、大学機関に限定した理由は、大学一般の質の確保 (Quality Assurance) の仕組みの中で、ソーシャルワーク教育の質を確保するためとのことであった。但し GSCC は、規制を設定するだけの役割 (Regulator) であり、教育に関する責任 (Responsibilities) は全て大学にあり、直接監査は行わない立場であるとのことであった。

3. ソーシャルワーク教育に関する規定

ソーシャルワーク教育に関して以下の規定が定められ、認可を受けるには、これらの規定を満たしている必要がある。

1. QAA (Quality Assurance Agency=大学教育の質の評価機構) による「ソーシャルワークのベンチマーク」
2. 保健省 (Department of Health) による「学生選考基準 (Requirement for Admission to social work)」
3. 保健省 (Department of Health) による「教育訓練基準 (Requirement for Social Work Training)」
4. TOPSS による「全国職業基準」(National Occupational Standards : NOS)
5. GSCC による「ソーシャルケア従事者のための行動規範」
6. GSCC による「ソーシャルケア従事者の雇用者のための行動規範」(添付資料を参照)

III. 大学におけるソーシャルワーク教育の実際

1. ランカスター大学およびサウサンプトン大学の特徴

ランカスター大学は、ソーシャルワーク教育の課程は、応用社会科学部（Department of Applied Social Science）の中にある。学部では、犯罪学（Criminology）とソーシャルワーク（Social Work）の2コースがあり、大学院では、ソーシャルワーク（Social Work）とリサーチ（Research）のコースに分かれている。ソーシャルワークのコースでは、ソーシャルワーク資格（Degree of Social Work）が取得できる。

サウサンプトン大学は、社会科学部（School of Social Science）の中に、独立した専攻としてソーシャルワーク研究（Social Work Studies）がある。学部ではソーシャルワーク資格（Degree of Social Work）が取得できるコースとなっている。大学院ではソーシャルワーク資格が取得できるコースの他に、リサーチのコースがある。また2007年の秋からはソーシャルワーク資格を持っている実務者向けの資格取得後教育（Post-Qualifying Education）のコースが始まったところである。

このようにランカスター大学、サウサンプトン大学とともに、大学院・学部の両方でソーシャルワーカーの養成を行っている。ランカスター大学の学生の定員は大学院40人、学部50人である。サウサンプトン大学は大学院40人、学部40人である。両校ともイギリスではソーシャルワーク教育コースとして最も規模の大きい方に入るということであった。

2. 大学院と学部の関係

ランカスター大学においても、サウサンプトン大学においても、大学院（MA）のコースも学部（BA）のコースも取得できる資格としては同じである。期間が学部は3年間で大学院は2年間なので、学部で2コマで教えているものを大学院では1コマで教えたりするだけである。もちろんアカデミックなレベルとして要求されるものが違っている。QAA（Quality Assurance Academy=大学の質を評価する機構）により、MAやBAのアカデミックなレベルについての規定があり、その評価の基準に沿っている。MAの方がより批判的（Critical）な思考ができるかを見ている。学部生と大学院生が合同の授業もある。

両大学において、学部・大学院の両方で、ソーシャルワーク資格教育が提供されている背景としては、イギリスでは、大学院の方が学部に先んじて作られてきた歴史がある。大学におけるソーシャルワーク教育課程は、1920年代に大学院のコースとしてLSE（London School of Economics）に初めて作られたとのことであるが、何らかの学位をもっているということは読み書きや話すことに一定の能力がありソーシャルワークの前提となる能力が備わっているという考え方からだとのことである。またソーシャルワーカーになるには人生経験・生活の技術があることが前提ということで、ソーシャルケア改革以前では、22歳にならないと資格は取れなかった。

2003年からの新制度によって年齢制限が撤廃され、学部で若いソーシャルワーカーを養成することになってしまった。両大学ともに大学院のコースを残し提供していくことに意義があるということであった。

3. 教育カリキュラムの概要

両大学とも、以下の保健省による教育訓練基準（Requirements for Social Work Training）に沿って行われているとの説明であった。

3-1. 保健省による教育訓練基準

1. 全国職業基準（NOS）とQAAベンチマークの基準に合致し、GSCCへの登録が認められるように訓練カリキュラム、内容、方法が設計されていること。
2. 理論的な知識や技術、価値基準の教育が実践への適用を念頭に行われること。
3. 必要な基準に学生が達していることが、定期的・正確に評価され、全ての学生が評価され、学位が授与される前に基準を全て満たしていることを確認すること。

4. 儂値の多様性の原理および平等の意識が組みこまれていること。
5. 全ての学生が必要なことを経験し、実際場面で学ぶために、少なくとも 200 日の現場実習を行わなければならない。
 - 少なくとも 2 か所
 - 法的な介入を含むソーシャルワーク課題
 - 少なくとも 2 つの利用者グループにサービスを提供すること
6. サービス提供場面で実践学習を行う場合、自分の安全を確保するために、全ての学生は実践場面の評価を受けるための準備を経験すること。この準備はサービス利用者の経験の広範囲な理解と経験あるソーシャルワーカーの実践を追体験する機会を含まなければならない。
7. NOS や QAA ベンチマークの全領域の教育や学習・評価を行うとともに、全ての学生が次の重要領域の特別な学習を行い、評価されたことを示さなければならない。
 - 人間の成長、発達、精神保健、障害
 - アセスメント、プランニング、介入、評価
 - 子ども、大人、特別のコミュニケーション・ニーズのある人とのコミュニケーション技術
 - 法律
 - 異なる専門領域や諸機関の協働と情報の共有
8. 学生が必要なレベルの能力を身につけることができるよう教員の指導のもとに十分な時間の講義演習が行われること。（最低 200 日または 1200 時間）

3-2. 大学院のカリキュラムの実際

イギリスのソーシャルワーク教育では、大学のコースを修了すれば、そのまま GSCC に有資格ソーシャルワーカーとして登録できる。カリキュラムであるが、選択科目ではなく、全ての科目が必修である。修士論文のみが選択制であり、修士論文を提出すれば MA、書提出しなければ Postgraduate Diploma となる。

1 年目に講義科目のほとんどを取得し、実習準備や最初の実習を行う。2 年目は、ほぼ実習を中心とする学習内容である。

3-3. ランカスター大学の大学院

(MA, Postgraduate Diploma)

【1年目 1 学期（10月～12月）】

1. 政策および法的文脈におけるソーシャルワーク
2. 障害とライフコース
3. 子どもと家庭へのソーシャルワーク
4. 実習への準備 I
5. ソーシャルワークと薬物依存
6. ソーシャルワークと情報技術 (IT)

【1年目 2 学期（1月～3月）】

7. ソーシャルワークとメンタル・ヘルス
8. ソーシャルワークと若者
9. 社会の分離と社会の多様性
10. 実習への準備 II

【1年目 2 学期（4月～7月）】

11. 実習 I (16 週間)

【1年目 夏休み（7月～10月）】

12. 論文に関する自己学習 (MA のみ)

【2年目1学期（10月～12月）】

- 13. 省察的（リフレクティブ）な実践者
- 14. 論文（MAのみ）

【2年目2学期（2月～7月）】

- 15. 実習II（26週間）

3-4. サウサンプトン大学の大学院

（MA, Postgraduate Diploma）

【学期前】

- 1. 専門家としての発達：ソーシャルワークについて考えること・実行すること

【1年目1学期】

- 2. ソーシャルワークの現代的課題
- 3. 専門職としてのソーシャルワーカー
- 4. 非抑圧の価値・倫理およびエンパワリングな実践
- 5. 成人に対するソーシャルワーク
- 6. 子ども・家族に対するソーシャルワーク
- 7. 実践の法的な枠組み：成人に関する法
- 8. 実践の法的な枠組み：子どもに関する法
- 9. 人間発達とメンタル・ヘルス

【1年目2学期】

- 10. 実習 第1回目（90日）
- 11. IPLU (Inter Professional Learning Unit) 多職種協働学習（10日）
- 12. ソーシャルワーク実践の方法論I
- 13. ソーシャルワークのためのリサーチ

【2年目1学期】

- 14. ソーシャルワーク実践の方法論II
- 15. 実習 第2回目（90日）
- 16. IPLU（10日）

【2年目2学期】

- 17. ソーシャルワーク、アイデンティティ、関係性についての振り返り
- 18. 修士論文（MAのみ）

サウサンプトン大学のカリキュラムの他にない特徴としては、保健省（Department of Health）から大きな財源を受けてヘルス・ケア・イノヴェーション・ユニット（Health Care Innovation Unit）を設立し、そこが中心となって5年前から多職種協働学習（Inter Professional Education : IPE）のパイロット・プログラムを行っていることである。ポーツマス大学と共同でヘルス・ソーシャルケアの12の学部、約1,500人の学生を対象に行っている。数として一番大きいのは看護師（成人、メンタル・ヘルス、子ども専攻）で、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、医学、聴覚学、栄養学、小児科医学、放射医学、薬学などに加えてソーシャルワーカーである。実習期間200日のうちの20日をIPEに充てている。

4. 教員の体制

教育スタッフの数であるが、ランカスター大学の応用社会科学部では、教員や実習コーディネーター、事務職員等を合わせて38名であり、サウサンプトン大学のソーシャルワーク研究では研究機関を合わせて32名となっており、日本と比べスタッフの充実ぶりは明らかである。

GSCC は、教員に関して、特に規定を設けていないということであった。ソーシャルワーク資格の取得コースであるならば、当然ソーシャルワーカーとして経験を積んだ人ということが想定されるが、ソーシャルワーカーに限らない教員も教えることで学際的な交流もできるので、それを排除はしていない。学生に対する教員の数についても、プログラムの提供の方法にはさまざまな形が可能であるから、規定を設けてはいないということであった。

5. 入学の基準

保健省の「学生選考基準」によると、以下の通り、入学の基準が定められている。

1. 英語や計算に関する基礎的な能力
2. 書いたり話す能力
3. 全員に面接を実施
4. サービス利用者や雇用者の関与
5. 人格や知的面で適切な資質

ランカスター、サウサンプトン大学とも、この基準に基づいて行われていた。特にサウサンプトン大学においては、大学の教員だけではなく、実務家、雇用者（自治体）、サービス利用者、介護者などを交えた Panel（委員会）を設立し、選抜を行っている。また入学希望者には、面接だけでなく、ケースを基にしたグループ討論をしてもらい、討論の様子、相手の話す事にきちんと耳を傾けているかなどを観察して選抜しているとのことであった。

学力については基準に達していることが肝要で、それよりも本人のソーシャルワーカーへの動機付けや意欲が確かなものか、差別的な考え方の持ち主ではないかといった観点から審査を行っている。

また応募に当たってはスピード違反、飲酒運転、若い頃の非行など過去の犯罪歴なども報告しなければならない。サウサンプトン大学では応募者 200 人のうち約 10 人に犯罪歴があった。犯罪歴があるから絶対に入学許可しないということではない。職業倫理として「誠実さ (Honesty)」が重要であるので、犯罪歴そのものよりも隠していく後からわかった場合、隠していた事の方が問題になる。

また例えばリストカットの経験者が同じような体験を持つ人を援助したいということで応募してきた場合に入学を許可するのかということについては、本人が問題を乗り越えており、ソーシャルワーカーとして業務することが、本人自身や他の人に害を及ぼさないということであればよいと考えている。本人や他の人にとって危険であると考えた場合には、受け入れを拒否したりすることもあるが、その場合には単なる危惧ではなく根拠 (Evidence) を示して拒否しなくてはいけない。

学費については、入学者の大多数が GSCC からの学費補助を受けており、職場から派遣されている学生もいる。

6. 実際の授業の様子

ランカスター大学では、「子どもと家族へのソーシャルワーク (Social Work with Children and Families)」を見学した。約 40 人の学生が出席していた。

最初の 40 分は、教員による講義であった。内容としては、まず予習してきている児童保護 (Child Protection) について、関連する法律の確認や、参考資料の紹介を行った。その後、1. 親と子どもを引き離すのに、法的手手続きはなぜ必要か？ 2. 児童に関する法律で「保護命令 (Care Order)」と「保護観察命令 (Supervision Order)」の違いはなにか？ 3. 「保護命令 (Care Order)」が適用されるべき「明らかな害 (Significant Harm)」とはどのようなことをいうのか？ 4. 何がその根拠 (Evidence) となるのか？といった事について、学生に問いかけ、学生の意見を引き出し、それを補足するような形で説明を行った。

次の 20 分は、どのような場合に「保護命令 (Care Order)」や「保護観察命令 (Supervision Order)」を適用すればよいのか？いくつかのケースに関して、6~7 人ごとのグループに分かれて討論を行った。（その後、休憩 30 分）

残りの 30 分は、ケースごとに各グループの見解について発表を行った。それに対して教員が補足・説明を行っていた。最後に、教員は「明らかな害 (Significant Harm)」について再度の説明を行い、ソーシャルワーカーは、命令 (Order) を出した後、どのような支援をしていくかの見通しを立てて命令 (Order) を考えることが必

要ということを述べて授業を締めくくった。学生がリーディング・リストの文献を予習した上で、意見を述べたり、グループ討論に臨むことが求められており、自ら学ぶ姿勢が必要な授業形態であると感じた。イギリスでは実質的に児童保護の判断をするのは公務員であるソーシャルワーカーであり、業務も公としての法的介入が大きな位置を占め、だからこそそのソーシャルワーク資格であり、授業の内容もそのような業務に直結していると感じた。

7. 評価の方法について

コースの内容は、以下の4つに分けることができる。

1) 講義に関する論文 (Essay)

大学院は3,000ワードであるが、学部では2,500ワードの場合もある。

2) 法律についての知識

講義科目では多くの場合、科目に関係する法律についての知識が、要求されるレベルに達しているかを見るために、小規模な試験を実施している。

3) 修士論文

MAを取得する人のみ、15,000ワード。適切なレベルのリサーチを含み、自立して学習することのできる能力を示すもの。リサーチの手法を利用し、実践を分析するためにリサーチを用いることができる。

上記は点数による評価である。

4) 実習教育

学生が実習を通じてソーシャルワークの全国職業基準 (NOS) に達する能力を身つけたかを評価する。

実習に関しては合格・不合格の判定となる。この実習についての評価が最も重要である。

8. 修了率

修了率については、両大学ともほとんどの学生が修了することであった。基本的に落とすためのコースではなく、ソーシャルワーク資格を取ってもらうためのコースであるということであった。

成績不良の学生には何か問題になっているのか追加の支援を行い、修了をめざすことである。実習評価者が存在している事の意義は、学生には何がたりないかを明らかにし、どの部分をのばせばいいのか、追加でどのような支援をすればいいのかが明らかになることである。

入学の審査の時点で学生の能力や意欲を見極めることの方が重要とのことである。ランカスター大学では入学者の5~10%が未修了であるが、これは落とした学生ではなく、コースで学ぶうちに自分の適性や、やりたかった事と違うことに気づいてというケースである。

サウサンプトン大学においても同様で、さまざまな事情から休学している学生が2~3人いるが、今年度は落第した学生はないとのことであった。学部において1年生が40人であったのが3年生では37人になっているが、これは方向転換して専攻を変えたりしたためだとのことである。

9. 修了後の進路

ソーシャルワーク教育が自治体のソーシャルワーカー不足の解消と直結しているため、多くの学生が自治体のソーシャルサービス部門のソーシャルワーカーとして就職する。

イギリスではソーシャルワーク教育改革前は、2003年の時点でもソーシャルワーク資格 (Diploma of Social Work) の取得者4,266人うち2,342人は大学以外の養成課程で職業資格のみを取得しており(金田, 2004), 当初から職業教育としての要素が強い。ソーシャルワーカーの養成が大学機関のみに限定されたのは、2003年になってからである。

リサーチというファクターでみれば、学部も大学院も大きな違いはない。学部でも大学院(修士)でもソーシャルワーク資格のコースでは、リサーチに関して学ぶ時間はほとんどない。

この件に関して、サウサンプトン大学では、もっとソーシャルワークの実務者教育の中にリサーチ能力を養成することを取り入れることが必要と考えており、学部・修士・博士レベルのそれぞれのレベルでの学習内容について

の提言をしていくことであった。

IV. 実習教育 (Practice Learning) について

大学での教育と実践をつなぐものとして実習教育が大きな役割を果たしている。

1. ランカスター大学での取組み

大学の実習教育チーム (Practice Learning Team) の実習コーディネーターと、ランカシャー郡 (Lancashire County Council) のソーシャルワーカーの養成を支援する部門の担当者から話を聞いた。

ランカスター大学では、実習先として4つの地方自治体、ランカシャー郡 (Lancashire) (ランカスター市はランカシャーに含まれる), カンブリア郡 (Cumbria), ブラックプール市 (Blackpool), ブラックバーン市 (Blackburn) と協力関係をもっており、実習を行っている。その他、ボランタリー機関でも実習を行っている。

最近では多職種連携 (Inter-Professional Working) を進めるために、刑務所や、警察、消防署、教育機関との連携を取っている。またヘルスケアの機関での実習も広がっている。実習先としては、100日が子どもを対象で、100日を成人という形でだいたい組んでいる。

実習先については、学生の希望になるべく沿うようにしている。8割ぐらいは本人の希望に沿っているが、受け入れ先の要件（はじめての実習に向いているところもあれば、経験がいるところもある）と本人の資質との関連で、違う場所での実習も考える。

以前、障害者分野では働きたくないという学生がいたが、なぜ障害者分野が嫌なのか、本人に自己を振り返らせる良い機会だと考え、あえて障害者分野で実習をしてもらった。実習によって本人がこれまでの障害者への認識が変わり、最終的に障害者分野で就職することになった例もあった。

ランカシャー郡では2つの大学から、年間約120人、実習生を受け入れている。実習先の数は、例えばメンタル・ヘルス・サービスについていえば、デイセンターは最初の実習先には適しているが、最後の実習先にはふさわしくないので、学生の実習ニーズに合わせていくと、40人の学生に対して約50か所で実習を行っている。また自治体も組織改編が頻繁にあるので、それに合わせて、学生も実習する場所が変わる場合も出てくるので、実習の受け入れはたいへんである。

ランカシャー郡自治体では、実習評価者 (Practice Assessor) は、現在の登録者は184人で、そのうちの約120人が実習評価者として働いている。基本的には1対1である。ランカシャー郡において実習評価者の要件は、1. ソーシャルワーク資格 (Degree of Social Work) 2. 2年以上の経験、3. 5日間の研修、となっている。これは自治体によってまちまちである。

実習評価者の役割としては、教育というよりはアセスメントを行う事が重要だと考えている。ボランタリー機関の実習などで、実習評価者が現場にいない場合には、外部からフリーランスの実習評価者を雇って、そこでの実習を可能にする。

実習先としては、1か所は法的介入を含まなくてはいけないが、ランカスター大学では例えばボランタリー機関からの派遣で警察で実習を行うといった場合、法的な介入を行っているなら行政機関でなくてもよいということである。

ランカシャー郡では実習評価者には学生1人につき1日当たり7.50ポンドを支払って実習受け入れを奨励している。これは組織によって違い、実習評価者に直接行く場合もあれば、組織にプールされる場合もある。2回目の実習先に就職することが多いので、自治体の人材確保にもつながっている。

大学が実習先に払うお金は、行政機関には1日18ポンド、行政以外の機関には28ポンドである。実習評価者が用意できない場合は、12ポンドを返還してもらう仕組みである。そのお金はGSCCから出しているので、大学は手続きをするだけである。

ランカシャー郡では、実習先が学生のニーズに応えGSCCの基準を満たすように、実習先が備えるべき基準を独自に設定している。

2. サウサンプトン大学

サウサンプトン大学では、実習（Practice Learning）はソーシャルワーク資格教育の必須な部分であり、困難だがやりがいのある仕事であると考えているとのことであった。200日の実習が、中核的な役割を担っている。実習は講義科目と同等の重要性をもっている。

実習に向けてのカリキュラムはBAの1年目、MAの1セメスターに始まる。今回見学させていただいた「専門家としての発達：ソーシャルワークについて考えること・実行すること（Professional Development : Thinking and Doing Social Work）」は、学生の教室の中で、実習へのレディネスを養い、実習がクライアントにとっても本人にとっても問題ないかをアセスメントするための科目である。授業には、サービス利用者やクライエント、介護者に来てもらい、良いソーシャルワーカーについて彼らの視点を提供してもらう。また実践家にも来てもらい、どのような仕事をしているのか、どんな事ができるのかについて説明してもらう。

この科目的最後には、学生はこれらをまとめてポートフォリオを作る。それに加えて、ソーシャルワーカーの実践をシャドウイングする機会、「日々の業務」を見る機会がある。学生の中にはソーシャルケアに全く接点がないまま、直接ソーシャルワーク・コースに来た人もいるので、さまざまな機関によるバラエティに富むソーシャルワーク活動について知ってもらいたい、それについてレポートを書いてもらう。

アセスメントに当たっては、大学側の教員やスタッフとともに、サービス利用者にも関わってもらっている。この科目に合格したら、1回目の実習（Placement）である。BAの2年目、MAの2セメスターに行われる。100日で、90日のソーシャルワークの実習と10日のIPEの実習がある。

各学生の学習を支援する大学側の担当チューターと協力し、学生の実習に関してのニーズを明らかにする。住所、交通、宿泊、労働時間など。

実習の前に、ソーシャルケア専門職のための犯罪歴チェック（CRB : Criminal Records Bureau 犯罪記録管理局へ犯罪記録を問い合わせる）を受けさせ、GSCCへの登録をしなければならない。その他、身体的・精神的に実習可能な健康状態であるかも確認する。

実習先についてはサウサンプトン市自治体の実習をコーディネートする部門に依頼を行う。この地域にはソーシャルワークに関して4つの大学があるので実習先の確保は大変である。大学は依頼するけれども、決定権は自治体になる。80人の学生の実習先を手配している。80人分の実習先を依頼するが、自治体からの決定で決まるのは半分の40人。残りの40人分について、大学のコーディネーターが、フォーマル・インフォーマルも含め様々な方法で、個別に当たって確保している。

最近では実習先として半数は、自治体ではないボランタリー機関で行っている。基本的に1か所に一人である。実習先には、そのクライエント・グループに関するスペシャリストでスーパーバイズやケース・マネージメントをする現場のスーパーバイザー（Work-based Supervisor）はいるが、その人が必ずしも学生のアセスメントをするとは限らない。彼らは学生をクライエントと一緒にいるところを直接観察して、学生にフィードバックしたり、また実習評価者（Practice Assessor）に学生の日々の業務をフィードバックする。ボランタリー機関が実習評価者をおく場合もあるが、それほど多くはない。大抵の場合、大学は実習評価者を外部から雇わなくてはならない。実習評価者は、学生に専門職としてのスーパービジョンを行い、学生が理論を実践に結びつけることを助ける。根拠となる価値感について考察を深めたり、クライエントのケースと法律をどのようにフィットさせるなどを、教室と実践のリンクを教えるばかりでなく、学生のアセスメントも行う。実習評価者はソーシャルワークの全国職業基準（NOS）に基づいて、学生が必要とされるレベルの実務能力（コンペテンス）を身につけたかどうかを見る。最初の実習では、学生は身につけていかなくてはいけない事柄・方向性を理解する。学生はより複雑なケースに対処していく、実習の最後には、資格を得るために複雑なケースに対処しなければならない。自らのイニシアティブでやっていかなくてはいけない。もちろん、その時点でもスーパービジョンは必要なので、提供されるし、考えたり調査したり、資料を読んだりする時間は与えられるのであるが、資格取得に向けて行っているので、大きな飛躍が要求される。

3. 実習の達成目標

実習で、何を基準に評価するかは、ソーシャルワークの全国職業基準（National Occupational Standards for Social Work=NOS）による。以下は NOS の概要である。（詳細は 129 ページ資料 4）

ソーシャルワーク全国職業基準

(National Occupational Standards for Social Work)

ソーシャルワーク実践能力の中核に価値と倫理をおく。

6つのキー役割：

1. 個人や家族、介護者、グループ、コミュニティのニーズや状況を評価するために準備をし、ともに働くこと
2. 個人や家族、介護者、グループ、コミュニティ、他の専門職とともにソーシャルワーク実践を計画、実行、レビュー、評価すること
3. ニーズや視点・状況を表明することができるよう個人を支援すること
4. 個人や家族、介護者、グループ、コミュニティ、自分自身、同僚のリスク管理をすること
5. 自分自身のソーシャルワーク実践をスーパービジョンの下で管理し、説明責任を果たすこと
6. ソーシャルワーク実践において専門的な能力を示すこと

この 6 つのキー役割はさらに 21 ユニットに分かれている。

実習により、NOS の 6 つのキー役割、21 ユニットの基準を達成したと証明するためには、実習先のプロファイル（Placement Profiles）を見て、実習先が 21 ユニットのうちのどのユニットを満たすかを確認し、最初の 1 か所でそのうち 10 のユニットを満たしていたら、残りの実習先では、残りのユニットを満たすような実習をしなければならない。2 か所目の実習先は、就職先を意識し、残りのユニットを満たさなくてはならないので非常に重要なとなる。

4. 実習の合否について

実習のポートフォリオには、観察による学生の実践の記録や、同僚からのピアフィードバック、利用者・介護者からのフィードバックなどの記録が記される。また学生は、自らの実践、自分の行った介入に関して、どの理論をどういう理由で用いたのかを批判的に振り返り報告書を作成する。

実習評価者は、自らの直接の観察だけではなく、現場のスーパーバイザー、同僚、利用者・介護者からのフィードバック、学生の報告書などを元に、NOS の 6 つのキー役割、21 ユニットについて学生の評価を行う。

最終的な判断は大学が行うが、実習評価者による評価は、非常に重視される。

大学による判断は、サウサンプトン大学では、大学の教員だけではなく利用者も交えた「実習評価委員会（Placement Assessment Panel）」を立ちあげ、実習評価を行っている。

V. まとめ

1. 実習重視の教育

イギリスのソーシャルワーク教育においては、「実習教育（Practice Learning）」が時間的にもカリキュラムの半分を占めており、講義と実習の両方を修了して初めてソーシャルワーク資格を取得でき、ソーシャルワーク教育の必須の部分となっている。

学部と大学院でソーシャルワーク資格教育の中身に基本的な違いはなく、学部と大学院の学生が同じ授業も多い。大学院でもソーシャルワーク資格取得コースでは、リサーチについて学習する時間はほとんどなく、卒業後は実践現場へ。リサーチ能力を身につけるにはソーシャルワーク資格コースではなくリサーチ中心のコースへ行く。学部と大学院はアカデミックなレベルの違いであり、学生の評価に当たって区別している。

大学の理論と実践を結ぶ役割として、実習評価者に大きな役割が課せられている。

2. 政府の強力な関与

ソーシャルワーク教育の改革は、政府のソーシャルワーカー不足を解消しようという取り組みから出てきているため、ソーシャルワーカー養成教育が地方自治体の人材確保に直結している。学生の大多数はGSCCの学費の補助を受けて学んでおり、また職場（地方自治体）から派遣されて、資格取得に通っている学生もいる。ソーシャルワーク教育の中身についてGSCCをはじめとする政府機関により、多くの規定が設定されている。ソーシャルワーカーが身につけるべき能力は、NOSの6つのキー役割、21ユニットということで標準化されている。

3. 大学外の関係者の関与

実習のコーディネートにおいては大学だけではなく、地方自治体が大きな役割を果たしている。入学選考・実習評価・カリキュラムの作成において、大学関係者、大学教員だけでなく、実践家、雇用者、サービス利用者・介護者も参加した委員会（Panel）を立ち上げている。多職種協働教育（IPE）においても、さまざまな機関との連携を進めて教育を行っている。

VI. おわりに

イギリスのソーシャルワーク教育は、ソーシャルワーカー不足の解消という政府方針のもとに、ソーシャルワーカーの主たる雇用者である自治体を巻き込んで行われている。ソーシャルワーカーとして若い人材を取り込むため、年齢制限を撤廃、その代わりの質の担保方法として大学機関での養成としている。

イギリスのソーシャルワーク資格教育は、自治体公務員ソーシャルワーカーの養成という要素が強く、教育において想定している職場がはっきりしていることや、将来の職場である自治体において実習を行っているため、大学で行っている教育と実践が乖離すること自体が起きにくい。

それに対して日本では、実践現場でも、生活保護のワーカーを例にあげても、ソーシャルワーク教育を受けた専門職が実務に就くという体制にはなっていない。大学教育と実践との乖離の問題は、教育現場だけではなく、雇用の場の問題としても考えなければならないということを認識させられた。

イギリスの実習教育は日本に比べるかに充実しているが、それでも質を確保するための規制と実行可能かどうかの間のバランスに苦慮している。不足しているソーシャルワーカーを養成する必要性から、実習評価者（Practice Assesor）について資格要件を設定していないが、1人の実習評価者（Practice Assesor）でどこまで客観性の高い評価ができるか課題であろう。また実習先の確保が困難な中で、大学側がどこまで実習先に質の向上を要求していくことができるのかという疑問もある。イギリスにおいても実習教育を進めていく上で不可欠な実習先の質や実習の評価の質を確保することに課題を抱えている。

また政府主導でソーシャルワーカー養成を行っており、ソーシャルワーカーの専門職としての認知度の高さに素晴らしさを感じた半面、果たして社会の中で潜在化しているような課題やニーズに対処できるソーシャルワーカーの養成が政府主導で可能なのかという疑問も感じた。

なお、今回のイギリスへの訪問調査では、ロンドン在住のソーシャルワーカー矢嶋真希氏にお世話をになった。深く感謝を申し上げたい。

（かわぐち　なおこ：名古屋女子大学家政学部生活福祉学科専任講師）

文献

- 梅村英晴 2005 「イギリスのソーシャルワーカー養成訓練改革の動向」（日本社会事業大学研究紀要）
金田知子 2004 「イギリスのソーシャルワーク教育の展開とその新たな動向」（ソーシャルワーク研究 Vol. 30 NO. 2）
Department of Health (2002) Requirements for Social Work Training
General Social Care Council (2002) Codes of Practice for Social Care Workers and Employers, London, GSCC
General Social Care Council (2007) Social Work Education in England: delivering quality, recognising success, London, GSCC

- Powell, J. (2007) Trends in Social Care and the Present Situation of Social Work Education in Britain. [2007年10月21日(日) 社会福祉研究所主催 国際ソーシャルワークセミナーⅡ 資料]
- Stationery Office (2000) Care Standards Act 2000, Part IV. Social Care Workers
[http://www.opsi.gov.uk/acts/acts2000/ukpga_20000014_en_1]
- TOPSS England (2002) National Occupational Standards for Social Work